

委任 宅建 H14-10-4 <<#629>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、A所有の不動産の売買をBに対して委任した。なお、A及びBは宅地建物取引業者ではないものとする。委任はいつでも解除することができるから、有償の合意があり、売買契約成立寸前にAが理由なく解除してBに不利益を与えたときでも、BはAに対して損害賠償を請求することはできない。

【答え】誤り

《ポイント》 委任の解除【発展】

1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。（民法 651 条 1 項、2 項 1 号）